

## 第3回地下水利用の在り方等に関する専門部会

日 時 平成27年3月20日(金) 午後16時00分～17時20分

場 所 京都市上下水道局本庁舎 別館研修室

出席者(敬称略)

水谷 文俊	神戸大学教授(大学院経営学研究科)
神子 直之	立命館大学教授(理工学部)
藤井 秀樹	京都大学教授(大学院経済学研究科)
中山 徳良	名古屋市立大学教授(大学院経済学研究科)
日下部 徹	京都市上下水道局経営・防災担当部長
松嶋 雅幸	京都市上下水道局水道部担当部長

事務局 矢田部経営企画課長, 坂本経営企画係長, 阪脇  
中田料金システム・企画担当課長, 岩本課長補佐  
松山給水課長, 水谷課長補佐

次第

### 1 開 会

- (1) 出席者確認
- (2) 進行の確認, 会議の公開

### 2 報 告

- (1) 京都市上下水道事業経営審議委員会における意見について

### 3 議 題

- (1) 京都市の地下水利用の在り方等についての意見書案

### 4 今後の予定

### 5 閉 会

### 1 開 会

- (1) 出席者確認
- (2) 進行の確認, 会議の公開

事 務 局: 定刻となりましたので, ただ今より「平成26年度 第3回地下水利用の在り方等に関する専門部会」を開催させていただきます。私, 上下水道局総務部経営企画課

長の矢田部でございます。よろしくお願い致します。

本日の出席者につきましては、神子委員，中山委員，藤井委員，日下部委員の4名の委員が出席されておられます。後ほど，水谷部会長，松嶋委員も出席されまして，最終的には6名全員の出席が予定されております。

また，上下水道局の事務局は，中田総務部お客さまサービス推進室料金システム・企画担当課長，それから，松山水道部給水課長につきましては別の会議のため，それが終わり次第出席いたします。

それでは，本来であれば，水谷部会長に議事進行をお願いするところですが，水谷部会長が遅れて出席されるため，資料1の第8条第6項の規定「部会長に事故があるときは，あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。」ということで，水谷部会長から神子委員に出席するまでの会議の進行の代理の指名がございましたので，神子委員に議事進行をお任せしたいと存じます。神子委員，よろしくお願い致します。

神子委員： それでは，水谷部会長が来られるまで，議事を進行致します。早速ですが，事務局から，本日の議事の確認について説明をお願いします。

事務局： 議事及び資料の確認

神子委員： 本日の会議は公開とし，議事録については，後日公表することとする。写真の撮影については，部会長が来られたときに，行いたいと思います。議事録ですが，2名の委員の署名が必要ということなので，名簿順で，外部有識者として参加している委員の方をお願いしたい。恐縮ですが，私と中山委員をお願いしたい。

## 2 報告

### (1) 京都市の地下水利用の在り方等についての意見書案について

神子委員： それでは，次第の2「報告」に移ってまいりたいと思います。先ほど事務局から説明がありましたとおり，まず，はじめに(1)「京都市上下水道事業経営審議委員会における意見について」ですが，事務局から報告していただきます。事務局よろしくをお願いします。

事務局： 資料の説明(資料5)

### (2) 質疑等

神子委員： ありがとうございます。一つ確認であるが，審議委員会の意見は，「意見書」を示した上での意見であったか。

京都市： 「京都市の地下水利用の現状及び課題と具体的対策について」の資料を示した上での意見である。

神子委員： それでは，ただいま報告がありましたが，本格的な議論につきましては，後ほど次第3の議題と合わせて行うこととしまして，現時点では，内容確認等の質問に限ってお願いできればと思いますが，各委員から御質問等ございますでしょうか。

藤井委員： 全体として問題点を非常によく御理解頂けているのかなと思う。その上で，お聞

きしたいが、上下水道局の企業努力が必要とあるが、具体的にこういった経営努力を言われていたのか。

事務局：具体的にこういった企業努力ということは示されていない。水道水を供給する際のコスト削減ということである。

藤井委員：物を作るという事業ではないので、仕入れの単価を下げるとか、在庫を調整するとかいうことはできない。その中でコスト削減となると一番分かりやすいのが人員削減である。これは、思いつくのは簡単なことだが、長期的に見ると上下水道局の管理能力の低下に繋がるので、注意が必要だ。現業部門では専門的な技術能力や知識が必要とされ、その蓄積や継承は一朝一夕にはならない。もし、人員削減が必要という議論になるのであれば、そうした現業部門の技術的専門性を踏まえなければならない。

神子委員：審議委員からは、料金が増えるぞというときに、何の努力もしてないと言われるようではいけないというレベルの話であった。具体的にどの程度の削減をすべきなのかという算盤を弾く必要はあるが、具体的な方法まで示せないのではないかという話であったと記憶している。

藤井委員：人口が同規模の自治体と比較して、どれだけ節約できるのかなど、そういうことをすれば良い。

神子委員：他と比べて安いかどうかというのも、一つの方法である。京都市の水道は安かったと思うが、どうであったか。

京都市：他の大都市と比べて安価である。

中山委員：将来の事業縮小について、京都市も人口が減少していくと思うので、それを示した方が良い。

神子委員：水谷部会長が来られましたので、写真撮影を行い、次の議題からは水谷部会長に進行をお願いします。

### 3 議題

#### (1) 京都市の地下水利用の在り方等についての意見書案について

水谷部会長：急な案件があり、遅くなり申し訳ない。

引き続き、3(1)京都市の地下水利用の在り方等についての意見書案について議論を進めてまいりたい。

まずは、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局：資料の説明(資料6)

水谷部会長：ただいま事務局から「京都市の地下水利用の在り方等についての意見書案」について、本日議論、検討したうえで、再度、本専門部会を開催し確認する。そのうえで、上下水道事業経営審議委員会へ、本専門部会からの意見書案として報告していくことで考えております。

そういった前提で、内容や表現等について、各委員からの御意見等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

藤井委員： 資料の2ページの(2)の地下水利用に係る課題でイのタイトルが「地下水の適正な管理の必要性」になっているが、文章の内容は主に水道水の水質悪化について書かれていると思う。

水谷部会長： 確かにここに書いているのは、水道水が滞留することによって水質が悪化することである。表題を、地下水の利用が進むことによって水道水の水質が悪くなるといったようなことを書いてもらう方が適切である。

事務局： タイトルの方を見直す。

藤井委員： 例えば、「地下水の適正な管理と水道水の安全性」というようなことになるが、「安全性」ということをタイトルで言った方が良い。意見書全体にわたってのキーワードは「公平性」と「安全性」であると考える。

5ページ目で(2)のアの(ア)は、あるべき論が書いてあるので、最後の「配賦するものである」というよりも「配賦すべきものである」という方が良い。

また、「水道の給水」というのも良く分からない。

事務局： 「水道事業における給水」か。

藤井委員： 6ページのイの(イ)で「固定費の全額」と「水道施設維持経費」は、どういう関係になるのか。維持経費も固定費の一部である。固定費は料金に入っているので、「料金制度とは別に」というのも気になる。

事務局： 「固定費」と「水道施設維持経費」は同じような意味で使っている。イメージしやすいように「固定費」を「水道施設維持経費」と言い換えている。また、「料金制度とは別に」というのは、料金改定をせず、負担の適正化を図るとのことである。

藤井委員： 既存料金とは別にという意味か。

中山委員： 用語定義であるが、「地下水利用専用水道」とは何か。専用水道は問題ない。地下水だけ使うのも問題ない。一緒に使うのが問題であったと思うが、一緒に使う人たちを「地下水利用専用水道」と呼ぶのか。

京都市： 水道水と地下水を膜ろ過等したものを混合して使う水道を「地下水利用専用水道」と言っているが、その定義が意見書に書かれていないので、記載をするようにしたい。

中山委員： 1ページの2段落目の2つ目の文章は、途中で主語が変わるので分けた方が良い。「地下水利用専用水道の利用者は」が、途中から「京都市は」に変わっている。

あと、「公平性」というのが出てくるが、同量を使っている人たちの中で、地下水を使っている人といない人との間の不公平は分かるが、その他の使用者との負担の公平性とはどのような意味か。

事務局： 他の水道使用者は、地下水利用専用水道を使っている人以外の方、一般の市民などという意味で使っている。

神子委員： 一般市民と、大口径を使っている利用者とはもともと不公平である。大口径の利用者は、逓増制で一般市民の固定費を負担していて、そもそも不公平である。だから、公平性の問題は、同じ太さの管を付けている使用者間での公平性である。そう切り分けた方が良いのではないか。

京 都 市： 地下水利用専用水道の利用者が負担していない分は、同じ口径の使用者も、小さい口径の使用者も、広く薄く負担をして、水道システムを維持している。必ずしも、同じ口径だけではない。

中 山 委 員： 大口径と小口径はもともと不公平で、地下水利用が増えた分で、公平になるかもしれない。一概に不公平になるとは言えないと思う。

京 都 市： 大口径と小口径の負担の在り方としては、逓増制によって大口径の方が沢山負担していることが、不公平という考え方もあるかもしれない。しかし、その方々が沢山使うことを前提として施設を整備しているので、使った量に応じて料金を負担してもらっているという意味で公平性を保っていると考え、それを市議会や市民に理解して頂き今の料金体系が成り立っている。その点では不公平はないと考えている。それが、地下水利用専用水道を導入し、普段は水道を使わず、バックアップで使う場合に、水道事業者としては一定の水量を確保するための経費が掛かる。そういった経費を使った水量でしか負担して頂けてないので、他の使用者が負担することとなり、不公平であると考えている。

中 山 委 員： それはそれで分かるが、経済学においては、公平性にはいろいろ考え方があり、基準が示しにくい。どういうことが公平なのか言っただけで、やらないと混乱を引き起こす気もする。京都市上下水道局の公平性の考え方、もともとの料金体系で逓増制をとっていることが公平であるということと言わないといけなかなという気もする。

それから、6ページの審議委員会の意見のところ、京都市会の付帯決議について触れられていないが、触れた方がいい。京都市会で早急にやった方がいいと言われたことも踏まえてやっているという話を入れた方がいい。

事 務 局： 審議委員会としての意見の中では「料金制度審議委員会」のことには触れているということもあるので、検討したい。

藤 井 委 員： 公平性についてであるが、意見書の中で丁寧に説明した方がいい。公平性は時代とともに変わるし、国や地域によっても変わる。料金体系を設定した30数年前にはいろいろな前提があった。しかし現在、その当時には想定していなかったことが起きている。前提となっていた基本となる考え方を崩すような事態が発生する中で、年間約10億円の機会損失が発生している。それが地下水の利用者と関係のないところでカバーされている。それが不公平だということだと思う。純粋に理屈で議論するのであれば、30数年前の前提や考え方に遡って考えないといけませんが、「料金制度とは別に」と言っているのは、そういう全面的な見直しは今やる余裕がないということで、我々は今それをやるためにここに来ているのではないということである。差し当たり、30数年前に設定された現行の料金制度を前提として、そのときに想定していなかった制度を掻い潜るような水道利用の実態が発生していて、それについて不公平な料金負担になっているという整理をすると良いのではないか。中長期的には30数年間、溜まったおりをいつかは是正しなければならない。

水谷部会長： これをまとめるのは難しい。市民的な感覚で言うと、中山委員の言うように、同

じ量使っているところで、地下水であるところと、そうでないところとの公平性の問題が分かりやすい。市会でもそういうこと言われたのではないか。その前にいるんなことがあるというところまで言うと、議論が大変なことになる。

神子委員： 結局、普通、想定される使用量を前提にして、固定費と変動費を配賦してきた。想定する水量を使っていないので、固定費が、地下水利用専用水道の方々から取れなくなっているというのが現状である。料金制度を作ったときの基本的な前提が崩れてきて、固定費を負担していない事業者が出てきたということ。それを是正できないかということであると思う。

藤井委員： そこに尽きると思う。固定費を発生状況に応じて、基本料金に配賦すれば、理屈の上では問題は解決する。ところが、そうすると、一般の水量の少ない家庭にも大きく負担が来る。そういうことを総合的に勘案して、今がある。議論の組立てとしては、現状が出发点としてあり、現状を本来のあるべき姿に少しでも近づけようということになるのではないか。それが、今回の意見書であれば、「料金制度とは別に」という言い方になると思う。

水谷部会長： 他に意見がなければ、まとめると、まず、1ページ2段落目の主語が途中で変わっているところを2つの文章に分ける。

2ページの下のイ「地下水の適正な管理の必要性」は「地下水の適正な管理と水道水の安全性」というような文言に変えた方が良い。

中山委員： (1)のウのところ、「これらの多くのものは」というのはどういう意味か。

事務局： すべてのものが極端な使い方をしているわけではないので、こういう表現にした。

藤井委員： 「課題となっている」と書いてあり、これは課題であり、「(2)」のところと重複している。「(1)」は「京都の地下水利用の現状」であるので、課題は要らないのでは。

中山委員： そうすると、「これらの」以降は要らないのではないか。

水谷部会長： では、そのように直してください。

5ページの下(ア)で、「水道の給水のための」を「水道事業における給水のための」に直す。「配賦すべきである」に直す。

中山委員： 「均一」という意味か。

京都市： 従量料金の単価は一つという意味である。

水谷部会長： 変動費は従量料金に配賦する。固定費は基本料金に配賦するというのが伝われば良い。均一には要らないのではないか。「均一には」削除で。

6ページの上の段に京都市会の決議も入れた方がいいということであるので、検討をお願いする。

6ページ下のところ、「水道施設維持経費」が「固定費」と同じなのかという質問があったと思うので、同じであることが分かるように記載すること。「料金制度とは別に」のところを「既存の料金制度とは別に」に直す。

修正が分かるような形で、皆さんに送っていただいて、もう一度見て頂き、それを合わせたものを次の専門部会で出して頂いて、確認したい。

藤井委員： 「はじめに」で始まるので、「おわりに」もあった方が良い。「おわりに」は、「専門部会の意見書を十分に尊重し、そのうえで善後策を検討されたい。」というような内容で良い。

水谷部会長： それでは、そういうことでまとめてもらいたい。

#### 4 今後の予定

水谷部会長： それでは、次第4「今後の予定」について移ります。

先ほども申し上げましたが、意見書を次の専門部会で最後確認をし、それから審議委員会に提出したいと考えている。

それでは、事務局から、日程調整をお願いします。

事務局： ありがとうございます。今、水谷部会長から御説明がございましたように、本日の御意見を反映した「京都市の地下水利用の在り方等についての意見書案」を修正したものを各委員にお送りし、出てきた意見を事務局でまとめ、それを最終確認していただく場として第4回の専門部会を開催したいと考えております。

水谷部会長： 日程については改めて調整を行う。

各委員：(了解)

#### 5 閉会